

みんなの健康保険

「高額療養費制度」の法改正について

「高額療養費制度」の自己負担上限額が段階的に引き上げられます。第1段階が2026年8月、第2段階（所得区分の細分化）が2027年8月から開始となります。

高額療養費制度とは

医療機関や薬局で支払った1カ月分(1日～末日)の医療費が高額になったときに、一定の自己負担限度額を超えた分があとから払い戻される制度です。公的医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度など）に加入している人なら、誰でも利用できます。

2026年8月からどのように変わるのか

① 自己負担限度額(月額)の引き上げ

現行の所得区分に基づき、月ごとの自己負担上限額が4%～7%程度引き上げられます。

中間所得層(標準報酬月額28万円～50万円)の場合: 約80,100円+α → 約85,800円+α 程度となり約7%(5,700円)増加へ
※区分細分化との兼ね合いで変動あり

② 「年間上限額」の新設(新セーフティネット)

月単位の限度額には達しなくても、長期にわたり一定の医療費がかかり続ける人のため、新たに「年単位」の自己負担上限が設けられます。

【具体例】 中間所得層(標準報酬月額28万円～50万円)の場合

標準報酬月額	現行	2026年8月～		増加額
	月額上限	月額上限	年間上限	現行⇒2026年8月
28万円～50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	85,800円+ (総医療費-267,000円) ×1%	530,000円 (月額平均44,200円)	5,700円

当健保組合では最終的な自己負担額に影響はありません

当健保組合では、加入者の皆さまの医療費負担を軽減するため、独自の付加給付制度として「一部負担還元金」「家族療養費付加金」を設けています。医療機関のレセプト1枚ごとの自己負担額から、30,000円(標準報酬月額53万円以上の方は35,000円)を控除した額を、一部負担還元金(被保険者)または家族療養費付加金(被扶養者)として支給します(1,000円未満は切り捨て)。

よって、高額療養費の支給対象となる場合は、これまで通り自己負担限度額から30,000円(標準報酬月額53万円以上の方は35,000円)を控除した額が付加金として支給されるため、今回の制度改正による最終的な自己負担額に影響はありません。また、レセプトをもとに自己負担額を自動的に計算し、支給しますので請求手続の必要はありません。

【具体例】 中間所得層(標準報酬月額28万円～50万円)で1カ月の医療費総額が100万円かかった場合

医療費総額100万円の内訳	
自己負担 3割 30万円	保険給付費(国の制度) 7割 70万円
自己負担 30万円の内訳	
自己負担限度額 85,800円+(1,000,000円-267,000円)×1%= 93,130円	高額療養費制度による給付(国の制度) 206,870円
自己負担限度額 93,130円の内訳	
最終的な自己負担額 30,130円	「一部負担還元金」または「家族療養費付加金」 (TOPPAN健保独自の付加給付制度) 63,000円 ※診療月のおおよそ3カ月後に支給

→ 詳しくは厚生労働省HPよりご確認ください。

